

随意契約（相手方指定）調書

件 名	第六瑞光小学校外 2 校給食室冷暖房機用電気設備改修工事	No.5100177
工（納）期	令和 7 年 9 月 3 0 日	
契約締結日	令和 7 年 6 月 1 8 日	
契約金額	9, 6 1 4, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	能田電気工業株式会社 (法人番号：5011501008237)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	第六瑞光小学校外2校給食室冷暖房機用電気設備改修工事
指名業者 (案)	名 称 能田電気工業株式会社 所在地 東京都荒川区南千住五丁目25番9号 代表者 代表取締役 井上 有子
特命理由	本件は、第六瑞光小学校、峡田小学校及び第三峡田小学校給食室に冷暖房機を設置することに伴い、電気設備を改修する工事である。 本件に対応する申請業種「電気工事」に登録のある区内業者のうち、発注標準に基づき、計22社を対象とする制限付き一般競争入札を実施したところ、申込のあった4社のうち1社が工事の調整困難のため辞退、1社が人員不足のため辞退し、2社が最低制限価格未満による失格となり不調となった。 上記業者は当該入札で最低価格を提示した業者であり、感知器やファン等が安く調達できたため価格が抑えられており、労務費が無理なく積算されていることが積算内訳書から確認できている。また、本件は工期確保のため早急に施工を行う必要があることから、上記相手方の指定は妥当であると考える。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)